

跡見学園女子大学電子メール利用ガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

電子メールは日々の学習・教育・研究活動において必要不可欠なものになっている。そのため、電子メールは、ルールやマナーを守った安全な方法で使用しなければ、多くの利用者に迷惑をかけることになる。さらに、誤った方法による使用は学習・教育・研究活動の停止や社会的信用を失わせる要因となる可能性もある。

本ガイドラインは、このようなリスクを軽減するとともに、情報資産を保護し、利用者が電子メールを安全に利用するために必要な遵守事項を定める。

2. 対象

本ガイドラインは、跡見学園女子大学（以下、「本学」という）が提供する電子メール（以下、「電子メール」という）と、それを利用するすべての利用者（以下、「利用者」という）を対象とする。

3. 電子メールソフトの設定

- (1) 原則として、要保護情報を含む電子メールを学外メールサーバ（自宅PCのアドレス、フリーメール等）へ自動転送しないこと。
- (2) 偽のホームページへの誘導や不正なスクリプトの実行を未然に防ぐために、受信した電子メールはテキストとして表示することを原則とする。
- (3) 受信者側のセキュリティ水準低下を防止するために、メールは原則としてテキスト形式で送信すること。HTML形式（リッチテキスト形式を含む）で電子メールを送信するのは、その形式でなければ情報伝達ができない場合に限ること。

4. 全般的な注意事項

- (1) 電子メールは学習・教育・研究活動及びこれらに関連する活動をする上で必要な場合のみ使用すること。
- (2) 本学は、電子メールシステムの適正な管理運営のため、必要に応じてその利用状況に関する証拠の取得、保存、点検及び分析を行う。
- (3) 次の事項に該当する電子メールの送信を行わないこと。
 - ・ 機密保護違反
 - ・ 権利違反（知的財産権、著作権、商標権、肖像権、ライセンス権利等）
 - ・ ハラスメント及び人権問題に関わる内容
 - ・ 無礼及び誹謗中傷
 - ・ ねずみ講に相当する内容
 - ・ 脅迫、個人的な儲け話や勧誘に相当する内容
 - ・ チェーンメール（同じ内容のメールを別の人に転送するよう要請するもの等）
 - ・ スпамメール、ジャンクメール等
- (4) 他人の電子メールアドレスを使用しないこと。
- (5) 自分の電子メールアドレスを他人と共有しないこと。
- (6) 自己に付与された電子メールアドレスを、それを知る必要のない者に知られるような

状態で放置しないこと。

- (7) ニュースグループ、メーリングリスト等への電子メールID登録は、学習・教育・研究活動上必要なものに限定すること。

5. パスワードの管理

パスワード管理については「利用者パスワードガイドライン」に従うこと。

6. 電子メールの受信

- (1) 定期的に、電子メールの受信確認を行うこと。
- (2) アンチウイルスソフトウェアによる自動ウイルスチェックを実施すること。
- (3) 宛先間違いの電子メールを受信し、送信者から正しい受信者へ再度送信する必要がある場合には、可能な範囲で送信者へ宛先が間違っていたことを通知し、その電子メールを削除すること。
- (4) 不審な電子メールや不審なファイルが添付されている電子メールを受信した場合は、当該電子メールを開かず削除すること。不審なメールを開いた場合でも、有害サイトやフィッシングサイトへ誘導されないよう、本文にあるリンクはクリックしないこと。また、添付ファイルも開かずに当該メールを削除すること。
- (5) クライアントPCがウイルスに感染した場合、又は感染したと疑われる場合には、直ちにそのクライアントPCをネットワークから切り離し、情報メディアセンターへ連絡し、その後の対応について指示を仰ぐこと。
- (6) 受信した迷惑メールに対して返信しないこと。迷惑メールは迷惑メールフィルタで対処することが望ましい。

7. 電子メールの作成

- (1) 電子メール本体と添付するファイルを含めた総容量が10MBを超えないようにし、10MBを超える場合は別手段による情報提供や分割送信を検討すること。
- (2) 機密情報を含む添付ファイルを電子メールで送信する場合は、添付ファイルにパスワードを設定すること。
- (3) 個人情報の取り扱いやプライバシーの保護については十分考慮すること。

8. 電子メールの保存・削除

- (1) 本学メールサーバのメールボックスに格納される電子メールの保存期限や最大容量、バックアップ状況等を考慮の上、不要な電子メールは、適宜メールボックスから削除すること。
- (2) 本文や添付ファイルに機密情報が含まれている電子メールをPCへ保存する場合には、暗号化等の適切な措置を講じた上で保存することが望ましい。
- (3) 必要に応じてクライアントPCに保存した電子メールであっても、不要になった場合は速やかにPCから削除すること。

9. 本ガイドラインに関する相談窓口

- (1) 緊急時の対応及び本ガイドラインの内容を超えた対応が必要とされる場合は、情報メディアセンターへ速やかに連絡し、指示を受けること。
- (2) 本ガイドラインの内容について不明な点及び質問がある場合は、情報メディアセンターへ問い合わせること。

10. 改廃

- (1) このガイドラインの改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. このガイドラインは、平成22年6月17日より実施する。
2. このガイドラインは、平成31年4月1日より改正実施する。